

## 第2期 横手市空家等対策計画の改定について

### 1) 背景・経緯

現在の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間であるが、計画当初に予定していなかった新たな空き家対策を検討、実施することから計画の改定を行うものである。また、国の補助金等の交付要件として、計画に市が行う空き家対策の事業内容等を記載しておく必要があるものである。

#### 【資料】

- ◎ 第2期横手市空家等対策計画（改定素案）
- ◎ 第2期横手市空家等対策計画（概要版）
- ◎ 第2期横手市空家等対策計画（新旧対照表）

#### ◆計画の主な改定概要

##### (1) 新事業等の記載

- ①特定空家等の認定手続等の詳細に関する事項
- ②旧ニッセイ電機廃工場の略式代執行による解体除却の実施に関する事項
- ③空家等解体補助事業の見直しに関する事項
- ④空き家バンク活用推進事業に関する事項
- ⑤数値目標の見直しに関する事項

※計画期間は、令和3年度～令和7年度（5年間）で変更なし

(2) 計画対象地区は、原則、全地区だが、政策によっては区域を限定

(3) 対象とする空家等を拡大（工場等を追加）

※その他、他の計画の資料等を最新のものになっている。

### 2) スケジュール(時期)

令和5年2月14日	全員協議会への説明
令和5年2月15日	パブリックコメントの実施
～3月14日	
令和5年3月下旬	政策会議（パブリックコメント後の成案の決定）
令和5年3月下旬	横手市空家等対策協議会委員へ改定版の送付
令和5年3月下旬	改定版の公表